ふれあいパークゴルフ大会参加者募集

第15回世代間交流事業

心豊かな「ふれあい」をめざして！

核家族化が進み、異世代とふれあう機会が少なくなるなか、パークゴルフを通じて世代間交流を図ることを目的として開催します。
パークゴルフは、だれでも気軽に楽しむことができるスポーツで、ゴルフをアレンジしたものです。みんなでパークゴルフを楽しみませんか？

◆日時
○受付　11月23日(水・勤労感謝の日)　午前9時
○開会　午前9時15分
※雨天の場合は中止します。

◆場所　広陵町パークゴルフコース（百済地内）

◆チーム編制および募集チーム数
1チーム4人(町内在住者)計20チーム
※男女は問いません。ただし60歳以上の方と小学生（4年生以上）各1人は必ずメンバーに含んでください。
※参加希望者多数の場合は、抽選となることがありますのでご了承ください。

◆申し込み締切日　11月4日（金）

◆申し込み方法　申込用紙に必要事項(チーム名・代表者の氏名・住所・電話番号・ファクス番号(あれば)・参加者全員の氏名・年齢)をご記入のうえ、直接お持ちいただくか、ファクスまたはEメールでお申し込みください。申込用紙は、教育総務課に備えています。

▲昨年の様子
「どこまで飛んだかな～」

※ホームページからもダウンロードできます。
※電話での受付はしませんので、ご了承ください。

◆主催　広陵町社会教育委員

◆申し込み・問い合わせ先
教育委員会事務局　教育総務課
☎内線1283・1298
FAX（55）1009
○ホームページ
http://www.town.koryo.nara.jp
○Eメール
info@town.koryo.nara.jp

年金受給者のみなさんへ

扶養親族等申告書の提出をお忘れなく！

老齢年金など(老齢または退職を支給事由とする年金)には、所得税法上、「雑所得」として所得税がかかります。(障がい年金や遺族年金には税金はかかりません。)

所得税は、受け取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは、年金額が158万円(65歳未満の方は108万円)以上の方のみです。

所得税には、納税者の税を負担する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。この控除を受けるためには、公的年金等に係る源泉徴収の際に、あらかじめ『公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(はがき)』(以下、「扶養親族等申告書」といいます。)を、日本年金機構に提出しなければなりません。

この扶養親族等申告書は、毎年10月下旬に、事務センターから対象となる年金受給者に送付されます。

必要事項をご記入のうえ、事務センターにすみやかに返送してください。

なお、提出期限については、日本年金機構が指定する12月上旬の日が扶養親族等申告書に記載されています。

扶養親族等申告書が届かない場合やなくしてしまった場合などは、大和高田年金事務所、または「ねんきんダイヤル」(☎0570（05）1165)にお問い合わせください。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届書です。

申告書が提出されないと、控除申告がないものとして扱われてしまいます。

忘れずに提出してください。

◆問い合わせ先
○大和高田年金事務所
国民年金課
☎（22）3531
○役場保険年金課　年金係
☎(55)1001　内線1140